

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 土地改良区定款変更認可

◇保険医の指定

◇診療所所在地の変更

◇教委規則 鳥取県立高等学校学則

鳥取県立盲学校、ろう学校学則

告示

◇鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、稻光井手土地改良区の定款変更について、昭和三十一年七月二十五日認可した。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

◇鳥取告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大谷溜池土地改良区の定款変更について、昭和三十一年七月二十五日認可した。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

◇鳥取県告示第三百三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第一項及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第

二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。
昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科目	診療所名称	診療所所在地		氏名	指定年月日
		新	旧		
産婦人科	鳥取診療所		鳥取市東品治町一〇	縄田隆淑	昭和三十一年七月十日
内科小児科眼科	高橋医院		米子市皆生一、七五〇	高橋 貞	昭和三十一年七月十一日

◆鳥取県告示第三百三十七号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件(昭和二十三年厚生省令第三十二号)第五条の規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科目	診療所名称	診療所所在地		変更事由	氏名	変更年月日
		新	旧			

歯科	清水歯科医院	岩美郡岩美町	鳥取市今町一丁目	異動	山根 博	昭和三十年八月十八日
----	--------	--------	----------	----	------	------------

◆鳥取県告示第三百三十八号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件(昭和二十三年厚生省令第三十二号)第五条の規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	新診療所名称	診療所所在地		変更理由	氏名	変更年月日
		新	旧			
内科	済生会米子診療所		米子市錦町一丁目八	異動	中嶋 重行	昭和三十一年五月二十日
			奈良県南葛城郡御所町			

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則をここに公布する

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高藏

◆鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立高等学校学則

- 第一章 総則
- 第二章 校名、課程、生徒定員、位置および修業年限
- 第三章 職員組織

第四章 学年、学期および休業日

第五章 教育課程および授業時間数

第六章 成績評価、課程の修了の認定

第七章 入学、退学、休学および転学

第八章 入学選抜手数料、授業料および費用徴収

第九章 賞罰

第十章 寄宿舎

第十一章 補則

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立高等学校(以下「学校」という。)の学則を定めることを目的とする。

第二章 校名、課程、生徒定員、位置および修業年限

(校名、課程、生徒定員および位置)

第一条 学校の校名、課程、生徒定員および位置は、別

表のとおりである。

(修業年限)

第三条 修業年限は、全日制の課程にあつては三年とし、定時制の課程にあつては四年とする。

2 別科の修業年限は、二年とする。

第三章 職員組織

(職員組織)

第四条 学校に校長、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、事務嘱託、実習助手およびその他必要な職員をおく。

2 前項に規定する職員の定員は、学校毎に別に定める。

(教 頭)

第五条 学校に教頭をおく。

2 教頭は、校長を補佐し、校長に事故があるときは、その職務を代理する。

(主 事)

第六条 学校に全日制の課程と定時制の課程を併置する

場合は、定時制の課程に主事をおく。

2 主事は、校長の監督を受け、定時制の課程に関する校務をつかさどる。

(職業指導主事)

第七条 学校に職業指導主事をおく。

2 職業指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業指導をつかさどる。

第四章 学年、学期および休業日

(学 年)

第八条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(学 期)

第九条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで。

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで。

第三学期 一月一日から三月三十一日まで。

(休業日)

第十条 全日制課程の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

二 日曜日

三 学年始休業日 四月一日から四月四日まで。

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで。

五 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで。

六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで。

七 農繁期休業日 年間十四日以内。

八 臨時休業日

2 前項第三号から第六号までの休業日については、校長は、教育委員会の認可を受けて、その時期を変更しまたはその日数を通算した範囲内で、これを増減することができる。

3. 第一項第七号の休業日については、校長が、教育委員会

の認可を受けて定める。
4. 第一項第八号の休業日については、校長は、十日以前にその事由および期日

を具し、教育委員会の認可を受けて定めることができる。
第十一条 定時制課程の休業日は、前条第一項のとおりとする。ただし第三号から第八号までに規定する休業日については、校長は、教育委員会の認可を受けて定めるものとする。

(振替授業)

第十二条 校長は、やむを得ない事由がある場合には、教育委員会の認可を受けて、休業日に授業し、授業日に休業することができる。

(臨時休業)

第十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に休業することができる。

2 前項の場合校長は、すみやかに教育委員会に報告し

なければならない。

第五章 教育課程および授業時間数

(教育課程および授業時間数)

第十四条 学校は、教育課程および授業時間数を学習指導要領の基準によつて編成し、教育委員会の認可を受けて定める。

第六章 成績評価、課程の修了の認定

(成績評価)

第十五条 成績評価に関しては、学習指導要領にもとづいて学校が定める。

(単位の認定)

第十六条 単位の認定は、生徒の出席時間数および学習成績をもととして学校が行う。

(課程の修了)

第十七条 各学年の課程の修了は、生徒の修得した単位にもとづいて学校が認定する。

(単位修得証明書)

第十八条 校長は、必要がある場合には、単位修得証明書(別記第一号様式)を交付することができる。

(卒業)

第十九条 校長は、所定の全課程を修了したと認めたる生徒に対しては、卒業証書(別記第二号様式)を授与しなければならない。

第七章 入学、退学、休学および転学

(入学)

第二十条 入学は校長が許可する。

2 入学志願者が入学定員をこえた場合には、入学者の選抜を行う。

(通学区)

第二十一条 入学を志願する者は、すべて鳥取県立高等学校通学区に関する規則(昭和三十年一月教育委員会規則第一号)による学校に、出願しなければならない。

(第一学年の入学)

第二十二条 第二学年に入学の資格を有する者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条の規定に該当する者とする。

2 第一学年に入学を志願する者は、出願期間内に別に定める入学志願書を校長に提出しなければならない。

3 第一学年に入学を許可する時期は、学年の始めとする。

(編入学)

第二十三条 校長は、相当法令に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたる者に対して、第二学年以上に入学を許可することができる。

2 前項に規定する学力の認定は、所要単位数に該当する教科目の試験による。

3 第一項の入学を志願する者は、入学志願書(別記第三号様式)を校長に提出しなければならない。

4 第一項の入学は、各学年の始めにおいて欠員のある場合に限る。

(誓約書)
第二十四条 生徒は、入学後十五日以内に、誓約書(別記第四号様式)に戸籍抄本または戸籍記載事項証明書

を添えて、校長に提出しなければならない。
2 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人または後見人の職務を行う者)をいう。以下同じ。)の変更があつた場合は、あたらし

く保護者となつた者が、あらためて誓約書(別記第五号様式)を出さなければならない。
(保証人)
第二十五条 校長は、必要と認めるときは、保護者に保証人を置かせることができる。

2 保証人は、保護者に代つて生徒の指導の責に任ずる。
(生徒、保護者、保証人の転籍転居氏名変更等)
第二十六条 生徒、保護者もしくは保証人の転籍・転居、氏名変更または生徒が死亡した場合には、保護者

は、ただちにその旨を校長に届け出なければならない。
5。
(退学および休学)
第二十七条 生徒が、病気その他やむを得ない事由により退学または休学しようとするときは、それぞれ退学願(別記第六号様式)または休学願(別記第七号様式)に、その事由を具し、医師の診断書等これを証するに足る書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。
5。
2 校長は三月以上一年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、特別の事由により校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
(再入学および復学)
第二十八条 退学後一年以内の者または休学中の者が、再入学または復学を希望するときは、それぞれ入学志願書(別記第三号様式)または復学願(別記第八号様式)に医師の診断書等これを証するに足る必要な書類

を添えて、校長の許可を受けなければならない。
2 校長は、支障がないと認めるときは、相当学年に再入学または復学を許可することができる。
(転学)
第二十九条 生徒が、他の高等学校に転学しようとするときは、転学願(別記第九号様式)を校長に提出してその許可を受けなければならない。

第三十条 校長は、他の学校から転学を希望する生徒があるときは、欠員のある場合に限り、履習した単位に応じて相当学年に転学を許可することができる。
2 前項の転学を希望する生徒は、入学志願書(別記第三号様式)を校長に提出しなければならない。
(転籍)
第三十一条 生徒が、全日制の課程、定時制の課程相互の間の転籍を希望するときは、転籍願(別記第十号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。
5。

2 校長は、欠員のある場合には、履習した単位に応じて相当学年に転籍を許可することができる。
(課程変更)
第三十二条 生徒が、特別の事由により課程変更を希望するときは、課程変更願(別記第十一号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
2 校長は、欠員がある場合には、履習した単位に応じて相当学年に課程変更を許可することができる。
第八章 入学選抜手数料、授業料および費用徴収
(入学選抜手数料)
第三十三条 第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十條に規定する入学志願書には、県立学校入学選抜手数料徴収条例(昭和二十三年四月条例第二十八号)による入学選抜手数料に相当する鳥取県収入証紙をちよう付するものとする。ただし、県内の学校相互の転学については、入学選抜手数料は徴收しない。
(授業料)

第三十四条 授業料の額は、県立学校授業料徴収条例

(昭和二十二年十二月条例第三十八号)および県立学校
授業料減免規則(昭和二十六年七月教育委員会規則第
三号)の規定による。

第三十五条 生徒は、所定の期日までに授業料を納付し
なければならぬ。授業料納期後十日過ぎてもなおこ
れを納付しない生徒に対しては、校長は出席を停止す
ることができる。

2 授業料納期後滞納六十日に及ぶときは、校長は、学
籍を除くことができる。

(賠償)

第三十六条 校長は、生徒が学校の施設、備品を破損ま
たは亡失したときは、情状によつて賠償させることが
できる。

(費用徴収)

第三十七条 校長は、必要と認めるときは、生徒から費
用を徴収することができる。

第九章 賞罰

(表彰)

第三十八条 学校は、一般生徒の模範となると認められ
る者のあるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第三十九条 学校は、教育上必要があると認めるとき
は、その事情により生徒に訓戒、謹慎、停学、退学の
懲戒を行うことができる。ただし退学は、次の各号の

- 一に該当するときに限る。
- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。
- 三 正当な理由なく出席常でない者。
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反
した者。

第十章 寄宿舍

(寄宿舍)

第四十条 寄宿舍に関する事項は、教育委員会の認可を

受けて校長が定める。

第十一章 補則

(通信教育等)

第四十一条 通信教育に関する規則は別に定める。

第四十二条 この規則施行に關し必要な事項は、校長が
別に定める。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に従前の例によつて行われた
手続処分等は、それぞれこの規則の規定によつて行わ
れたものとみなす。

岩美農業高等学校	美和分校 鹿野分校	鳥取農業高等学校	
全日制		全日制	定時制
農業科		農業科	農業科
農業課程 家庭〃	農村家庭〃 農業課程 農村家庭〃	農業課程 農業製造〃 家庭〃 農業課程 農村家庭〃 農業課程 農村家庭〃 農業課程 農村家庭〃 農業課程 農村家庭〃	農業課程 農村家庭〃
一五〇 一五〇	一一〇 一六〇	一五〇 一五〇 一五〇 九〇 五〇	一五〇
〃 岩美郡岩美町浦富七〇八番地	〃 鳥取市倭文六五番地	〃 鳥取市湖山一二五八番地 〃 鳥取市湖山一二五八番地 〃 鳥取市湖山一二五八番地 〃 鳥取市湖山一二五八番地 〃 鳥取市湖山一二五八番地 〃 鳥取市湖山一二五八番地 〃 鳥取市湖山一二五八番地	〃 鳥取市立川町五丁目三二〇番地

鳥取高等学校	鳥取西高等学校	鳥取東高等学校	別 表
全日制	定時制 (夜間)	全日制	
農業科	商業科 普通科 家庭科	普通科	課程
農業機械課程 建築〃 金屬化学〃 電氣〃	商業〃 普通課程 家庭〃 商業課程	普通課程	生徒定員
一五〇 一二〇 一二〇 二四〇	二〇〇 二〇〇 一五〇 四五〇	七〇〇	位
〃 〃 〃 〃 鳥取市立川町五丁目三二〇番地	〃 鳥取市東町二番地 〃 〃 〃 〃 鳥取市東町二番地	鳥取市立川町五丁目一〇番地	置

八頭高等学校	全日制	普通科	普通課程	八五〇	八頭郡家町久能寺七二五番地
	定時制	家庭科	家庭	一五〇	"
若桜分校	普通科	農業科	農業課程	一五〇	八頭郡家町久能寺七二五番地
			農村家庭	"	"
八上分校	普通科	農業科	普通課程	三〇	八頭郡若桜町三四番地
			農村家庭	"	"
智頭農林高等学校	全日制	農業科	農業課程	一五〇	八頭郡智頭町智頭七一一番地の一
			林業	一五〇	"
定時制	農業科	農業課程	一五〇	"	
		農村家庭	三〇	八頭郡智頭町智頭七一一番地の一	

青谷高等学校	全日制	普通科	普通課程	三〇〇	気高郡青谷町北浜二九一番地
	家庭科	家庭	"	五〇	"
倉吉東高等学校	全日制	普通科	普通課程	六〇〇	倉吉市堺町二丁目二〇一番地
			工業科	一二〇	倉吉市堺町二丁目二〇一番地
倉吉西高等学校	全日制	普通科	普通課程	一六〇	倉吉市堺町二丁目二〇一番地
			家庭科	一五〇	倉吉市余戸谷町三〇五八番地
由良育英高等学校	全日制	普通科	普通課程	六〇〇	東伯郡由良町由良宿一六〇八番地
			家庭科	五〇	"
定時制	農業科	農業課程	九〇	東伯郡由良町由良宿一六〇八番地	
		農村家庭	"	"	

赤碕分校	八橋分校	倉吉農業高等学校	三朝分校	河北農業高等学校
全日制	全日制	全日制	定時制	全日制
農業科	農業科	農業科	農業科	農業科
農業課程 農村家庭〃	農業課程 農村家庭〃	農林課程 農業土木〃 農林課程 農村家庭〃	農林課程 農村家庭〃	農業課程 園芸〃 家庭〃 農業課程 農村家庭〃
一六〇	一六〇	三〇〇 二二〇	二二〇	一五〇 二五〇 五〇
東伯郡赤碕町赤碕字狐塚一九三番地	東伯郡東伯町保五七一番地	倉吉市大谷一六六番地	倉吉市大谷一六六番地	倉吉市上井町四三〇番地 〃 〃 倉吉市上井町四三〇番地

米子東高等学校	米子西高等学校	米子工業高等学校	米子南高等学校	余子分校
全日制	全日制	全日制	全日制	定時制
普通科	普通科	工業科	商業科	農業科
普通課程 普通課程 商業課程	普通課程 家庭課程	機械課程 電気〃 土木〃 工業化学〃 電波通信〃	商業課程 農蚕課程 農業課程 農村家庭〃	農業課程 農村家庭〃
一〇五〇 二〇〇	七〇〇 一五〇	二四〇 一一〇 一一〇 一一〇	五〇〇 三〇〇	一一〇
米子市勝田町三〇七番地 米子市勝田町三〇七番地	米子市錦町一丁目一〇三番地	米子市博労町四丁目二二〇番地	米子市長砂町一八八番地	境港市竹内五五五番地

法勝寺農業高等学校	全日制	農業科	農業課程	一五〇	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内
	定時制	農業科	農業課程	一五〇	"
		農業科	農業課程	三〇	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内
境高等学校	全日制	普通科	普通課程	六〇〇	境港市東本町二番地
	定時制 (夜間)	家庭科	家庭課程	一五〇	"
		普通科	普通課程	一二〇	境港市東本町二番地
境水産高等学校	全日制	水産科	漁撈課程	九〇	境港市山中二〇六四番地
		無電別科	製造	八〇	境港市山中二〇六四番地
根雨高等学校	全日制	普通科	普通課程	四五〇	日野郡根雨町根雨中租三三八番地の一
	定時制	普通科	普通課程	八〇	日野郡根雨町根雨中租三三八番地の一
日野産業高等学校	全日制	農業科	農林課程	一五〇	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田一一一〇番地の一

養良農業高等学校	全日制	農業科	農業課程	二四〇	西伯郡淀江町今津二八六番地
	定時制	農業科	農業課程	二四〇	"
		農業科	農業課程	九〇	西伯郡淀江町今津二八六番地
大山分校		農業科	農村家庭	六〇	西伯郡大山町佐摩三四〇番地
溝口分校	定時制	商業科	畜産	一一〇	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田一一一〇番地
		商業科	商業課程	一一〇	"
		農業科	農村家庭	一一〇	日野郡溝口町溝口三一一番地
江尾分校		農業科	農村家庭	一一〇	日野郡江府町小江尾六二番地
		農業科	農村家庭	一一〇	"
		農業科	農村家庭	一一〇	日野郡伯南町矢戸一一六四番地の一
日野上分校		農業科	農村家庭	一一〇	"
阿毘縁分校		農業科	農村家庭	八〇	日野郡高宮村阿毘縁一四二八番地の一

第二号様式

㊦

卒業証書

氏

名

高等学校の

課程を修了したことを

証する

昭和

年 月

日

鳥取県立

高等学校長 氏

名

第

号

第一号様式
証高第

号

単位修得証明書

全日制課程
科 課程第 卒業

生 年 月 日 名

教科	科目	単位				計
		1	2	3	4	
国語	国語(甲)					
	国語(乙)					
社会	漢文					
	日本史					
数	世界史					
	人文地理					
理	数学I					
	数学II					
科	数学应用					
	物理学					
芸	化学					
	生物学					
術	地音美					
	工書体					
保健	体育					
	保健					
外国	第一()					
	第二()					
家庭	家庭一般					
	農業					
	工業					
	商業					
	水産					

右のとおり証明する

昭和 年 月 日

鳥取県立

高等学校長

氏

名

㊦

第三号様式

収入証紙

転再編		入学志願書		
志願者	氏名 (ふりがな)	年 月 日 生(満才)	性別	男女
志願者	本籍	県 市郡 町村 大字	番地	
	現住所	県 市郡 町村 大字	番地	
保護者	氏名	志願者との続柄		
	現住所			
	職業	(具体的に)	小学校区名	小学校区
志願者の学歴	学校名	年 月 日	入学、卒業、その他	
	小学校6学年	年 月 日	卒業	
	中学校3学年	年 月 日	卒業見込	
		年 月 日		
入学希望年		年 月 日		
事由				
私は御校に入学致したく保護者と連署して御願ひ致します				
昭和 年 月 日				
志願者氏名印				
保護者氏名印				
鳥取県立	高等學校長		殿	

第四号様式

収入印紙

誓約書

私は御校に入学致しました上は校則を守り専心勉強し生徒としての本分にそむかないことを誓約致します。

昭和 年 月 日

住所 生徒 氏名

前書のとおり誓約を順守させるは勿論本人在学中に係る一切の責任を御引受けします。

昭和 年 月 日

現住所 本籍 職業 生徒との関係

鳥取県立 高等學校長 保護者 氏名

第五号様式

収入印紙

誓約書

このたび新しく貴校第学年生徒となりましたので、前の保護者と同様本人在学中に係る一切の責任を御引受けします。

本籍 現住所 職業 生徒との関係

保護者 氏名

鳥取県立 高等學校長 殿

第六号様式

退学願

このたび左記のとおり退学したいと思しますので
許可して下さいよう保護者と連署してお願いしま
す。

記

一 事由

二 退学年月日

昭和 年 月 日

課程第 学年 組

生徒 氏 名 ㊦

保護者 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

第七号様式

休学願

このたび左記のとおり休学したいと思しますので
許可して下さいよう保護者と連署してお願いしま
す。

記

一 事由

二 期間 昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日まで

昭和 年 月 日

課程第 学年 組

生徒 氏 名 ㊦

保護者 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

添付書類 診断書 他書

第八号様式

復学願

このたび左記のとおり復学したいと思しますので
許可して下さいよう保護者と連署してお願いしま
す。

記

一 事由

昭和 年 月 日

生徒 氏 名 ㊦

保護者 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

添付書類 診断書 他書

第九号様式

転学願

このたび左記のとおり転学したいと思しますので
許可して下さいよう保護者と連署してお願いしま
す。

記

一 事由

二 転学先 県 高等学校

全日制 定時制 科 課程 年

三 転学年月日 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

生徒 氏 名 ㊦

保護者 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

第十号様式

転籍願

このたび左記のとおり転籍したいと思しますので許可して下さるよう保護者と連署してお願いいたします。

記

一 事由

二 希望課程 全日制 科 課程第 学年

全日制 定時制 科 課程第 学年

生徒氏名 名 名

保護者氏名 氏 氏

鳥取県立 高等学校長 殿

第十一号様式

課程変更願

このたび左記のとおり課程変更をしたいと思しますので許可して下さるよう保護者と連署してお願いいたします。

記

一 事由

二 希望課程 科 課程第 学年

科 課程第 学年

生徒氏名 氏 氏

保護者氏名 氏 氏

鳥取県立 高等学校長 殿

鳥取県立盲学校、ろう学校学則をここに公布する

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 島 高 藏

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県立盲学校、ろう学校学則

目次

第一章 総 則

第二章 校名、学部、課程、修業年限、生徒定員および位置

第三章 職員組織

第四章 学年、学期および休業日

第五章 教育課程および授業時間数

第六章 成績評価、課程の修了の認定

第七章 入学、退学、休学および転学

第八章 入学選抜手数料および授業料

第九章 賞 罰

第十章 寄宿舎

第十一章 補 則

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立盲学校、ろう学校(以下「学校」という。)の学則を定めることを目的とする。

第二章 校名、学部、課程、修業年限、生徒定員および位置

(校名、学部、課程、修業年限、生徒定員および位置)

第二条 学校の校名、学部、課程、修業年限、生徒定員および位置は、次の表のとおりである。

校名		鳥取県立鳥取育学校		校名		鳥取県立鳥取育学校	
学部	課程	学科	課程	修業年限	生徒定員	位	置
小学部		小学校に準ずる		六年			
中学部		中学校に準ずる		三年			
高等部	職業課程	あんま科 あんまはり、きゆう科		三年	四五		
専攻科	職業課程	あんま、はり、きゆう科		二年	三〇		
小学部		小学校に準ずる		六年			
中学部		中学校に準ずる		三年			
高等部	職業課程	木工科、表具科、被服科		三年	四五		
鳥取県立鳥取育学校		鳥取市立川町五丁目					

第三章 職員組織

(職員組織)

第三条 学校に校長、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、事務職員その他必要な職員をおく。

(教頭)

第四条 学校に教頭をおく。

(職業指導主事)

第五条 学校に職業指導主事をおく。

2 職業指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業指導をつかさどる。

2 教頭は、校長を補佐し、校長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四章 学年、学期および休業日

(学年)

第六条 学年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

(学期)

第七条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで。

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで。

第三学期 一月一日から三月三十一日まで。

(休業日)

第八条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日

二 日曜日

三 学年始休業日 四月一日から四月四日まで。

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで。

五 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで。

六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで。

七 農繁期休業日 年間十四日以内。

八 臨時休業日

2 前項第三号から第六号までの休業日については、校長は、教育委員会の認可を受けて、その時期を変更しまたはその日数を通算した範囲内で、これを増減することができる。

3 第一項第七号の休業日については、校長が、教育委員会の認可を受けて定める。

4 第一項第八号の休業日については、校長は、十日以前にその事由および期日を具し、教育委員会の認可を受けて定めることができる。

(振替授業)

第九条 校長は、やむを得ない事由がある場合には、教

育委員会の認可を受けて、休業日に授業し授業日に休業することができる。

(臨時休業)

第十条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に休業することができる。

2 前項の場合校長は、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

第五章 教育課程および授業時間数

(教育課程および授業時間数)

第十一条 学校は、学習指導要領の基準によつて教育課程および授業時間数を編成し、教育委員会の認可を受けて定める。

第六章 成績評価、課程の修了の認定

(成績評価)

第十二条 成績評価に関しては、学習指導要領にもとづいて学校が定める。

(課程の修了)

第十三条 小学部、中学部の各学年の課程の修了は、生徒の出席時間数および学習成績をもととして学校が認定する。

第十四条 高等部および専攻科の各学年の課程の修了は、生徒の修得した単位にもとづいて学校が認定する。

2 前項の単位の認定は、出席時間数および学習成績をもととして学校が行う。

(卒業)

第十五条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた児童生徒に対して、卒業証書(別記第一号様式)を授与しなければならない。

第七章 入学、退学、休学および転学

(入学)

第十六条 高等部および専攻科の入学は、校長がこれを許可する。

(入学資格)

第十七条 高等部に入学資格を有する者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条の規定に該当する者とする。

第十八条 専攻科に入学の資格を有する者は、高等部を卒業した者、またはこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(高等部および専攻科の入学)

第十九条 高等部および専攻科に入学しようとする者は、所定の期間内に入学願(別記第二号様式)を校長に提出しなければならない。

(編入学)

第二十条 校長は、高等部においては、相当法令に建し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して、第二学年以上に入学を許可することができる。

2 前項に規定する学力の認定は、所要単位数に該当する教科目の試験による。

3 第一項の入学は、各学年の始めにおいて欠員のある場合に限り。

(誓約書)

第二十一条 高等部および専攻科に入学した生徒は、入学後十五日以内に誓約書(別記第三号様式)に戸籍抄本または戸籍記載事項証明書を添えて、校長に提出しなければならない。

2 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人または後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。)の変更があつた場合は、あたらしく保護者となつた者が、あらためて誓約書(別記第四号様式)を出さなければならない。

(児童生徒および保護者の転籍、転居、氏名変更等)

第二十二条 児童生徒および保護者の転籍、転居、氏名変更または児童生徒が死亡した場合には、保護者はただちにその旨を校長に届け出なければならない。

(退学および休学)

第二十三条 高等部および専攻科の生徒が、病気その他やむを得ない事由により退学または休学しようとするときは、それぞれ退学願(別記第五号様式)または休学願(別記第六号様式)にその事由を具し、医師の診断書等これを証するに足る書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、三月以上一年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、特別の事由により校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

3 小学部および中学部の区域外就学者が、学校の全課程を修了する前に退学するときは、保護者は、校長に退学届を提出しなければならない。

(再入学および復学)

第二十四条 高等部および専攻科において、退学して一年以内の者または休学したものが、再入学または復学を希望するときは、それぞれ再入学願(別記第七号様式)または復学願(別記第八号様式)に、医師の診断

書等これを証するに足る書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、支障がないと認めるときは、相当学年に再入学または復学を許可することができる。

(転学)

第二十五条 高等部の生徒が他の学校に転学しようとするときは、転学願(別記第九号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第二十六条 校長は、他の学校から転学を希望する生徒があるときは、欠員のある場合に限りこれを許可することができる。

2 前項の転学を希望する生徒は、転入学願(別記第十号様式)を校長に提出しなければならない。

第八章 入学選抜手数料および授業料

(入学選抜手数料および授業料)

第二十七条 入学選抜手数料および授業料はこれを徴集しない。

第九章 賞 罰

(表彰)

第二十八条 学校は、一般児童生徒の模範となると認められる者のあるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第二十九条 学校は、教育上必要があると認めるときは、その事情により懲戒を行うことができる。

2 高等部および専攻科の生徒に対する懲戒は訓戒、謹慎、停学、退学とする。ただし、退学は次の各号の一に該当するときに限る。

- 一、 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二、 学業劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三、 正当の理由がなくて出席常でない者

四、 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(寄宿舍)

第三十条 寄宿舍に関する事項は、教育委員会の認可を受けて校長が定める。

第十一章 補 則

第三十一条 この規則施行に必要な事項は校長が定める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に従前の例によつて行われた手紙処分等は、それぞれこの規則の規定によつて行われたものとみなす。

第一号様式

印

卒業証書

氏名

年 月 日生

何 部 何 科 の課程
を修了したことを証する

年 月 日 印

鳥取県立 学校長 氏 名印

第 号

第二号様式

入 学 願

本 籍 入 籍 氏 名

現住所 保護者との関係 氏 名

年 月 日生

一、失官の原因
二、失官の年令
三、失官の程度
四、学厂または経厂

右はこのたび御校学部第 学年に入学希望につき許可下さるようお願いいたします

昭和 年 月 日

鳥取県立 学校長 殿 名印

本 籍 現住所 職業 保護者 氏 名

第三号様式

収入
印紙

誓 約 書

私は御校に入学致しました上は、校則を守り専心
勉学し生徒としての本分にそむかないことを誓約
致します

昭和 年 月 日

住 所 生徒 氏 名

前書のとおり誓約を順守させるは勿論、本人在学中に係る一切の責任を御引受けします

昭和 年 月 日

本 籍 現住所 職業 保護者 氏 名

鳥取県立 学校長 殿 名

第四号様式

収入
印紙

誓 約 書

このたびあたらしく貴校第 学年生徒
の保護者となりましたので、前の保護者と同様本
人在学中に係る一切の責任を御引受けします

昭和 年 月 日

本 籍 現住所 職業 保護者 氏 名

鳥取県立 学校長 殿 名

第七号様式

このたび左記のとおり再入学したいと思ひますので許可して下さいさるよう保護者と連署してお願いいたします

記

一、事由

二、希望学年

昭和 年 月 日

本人氏 名 氏 名
保護者氏 氏
鳥取県立 学校長 殿

第八号様式

このたび左記のとおり復学したいと思ひますので許可して下さいさるよう保護者と連署してお願いいたします

記

一、事由

昭和 年 月 日

生徒氏 名 氏 名
保護者氏 氏
鳥取県立 学校長 殿
添付書類 診断書
その他

第五号様式

このたび左記のとおり退学したいと思ひますので許可して下さいさるよう保護者と連署してお願いいたします

記

一、事由

二、退学年月日 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

生徒氏 名 氏 名
保護者氏 氏
鳥取県立 学校長 殿

第六号様式

このたび左記のとおり休学したいと思ひますので許可して下さいさるよう保護者と連署してお願いいたします

記

一、事由

二、期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

昭和 年 月 日

生徒氏 名 氏 名
保護者氏 氏
鳥取県立 学校長 殿
添付書類 診断書
その他

第九号様式

転学願

このたび左記のとおり転学したいと思っておりますので許可して下さいよう保護者と連署してお願いいたします

記

一、事由

二、転学先 果

学校

三、転学年月日

昭和

年

月

日

昭和 年 月 日

生徒 氏

保護者 氏

名 名
印 印

鳥取県立

学校長

殿

第十号様式

転入学願

このたび左記の事由により御校に入学したいと思っておりますので許可して下さいよう保護者と連署してお願いいたします

記

一、在籍校

二、事由

果

学校

昭和 年 月 日

生徒 氏

保護者 氏

名 名
印 印

鳥取県立

学校長

殿

昭和31年7月15日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町